

令和2年1月31日

## 主文

後記「事実」欄第2の2(3)記載の原処分を取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(3)記載の原処分を取り消し、後記第2の2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を求めるということである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、請求人が、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が死亡したので、その子であるとして、後記2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を受けていたところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、後記2(3)記載の原処分をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

#### 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、老齢給付の受給権者であったAが平成○年○月○日に死亡したので、同年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの子であるとして、Aに支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付で未支給のもの(以下「本件未支給保険給付等」という。)の支給を請求し、厚生労働大臣は、同年○月○日付けて、請求人に対し、本件未支給保険給付等を支給する旨の処分(以下「当初処分」という。)をした。
- (2) 利害関係人は、平成○年○月○日

(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの妻であるとして、本件未支給保険給付等の支給を請求した。

- (3) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けて、請求人に対し、「さきに、あなたから請求のありました、下記の受給権者(注：Aを指す。)の死亡に係る国民年金未支給年金・厚生年金保険未支給保険給付については、平成○年○月○日付をもって支給決定したところですが、再び審査した結果、あなたよりも同給付を受けるべき順位が高い方が判明したため、同決定を取り消したので通知します。」として、当初処分を取り消す旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- (4) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨 (略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 老齢給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した受給権者に支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付でまだその者に支給しなかったもの(以下「未支給保険給付等」という。)があるときは、その死亡の当時、受給権者と生計を同じくしていた受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族は、この順序によって、自己の名で、その未支給保険給付等の支給を請求することができる(厚生年金保険法第37条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の2、国民年金法第19条第1項及び第4項並びに国民年金法施行令第4条の3の2)。
- 2 本件の場合、Aの死亡当時において、Aが老齢給付の受給権者であったこと、利害関係人がAと戸籍上婚姻の届出をした夫婦であったこと、及び、請求人がA

と生計を同じくした同人の子であったことについては、当初処分並びに後記第2の1(1)及び(2)の認定事実から明らかであるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(3)記載の理由によりされた原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、Aの死亡当時において、利害関係人がAと生計を同じくした者であったと認めることができるかどうか、ということである。

## 第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。なお、次の(1)及び(3)ないし(6)に掲げる資料はいずれも写しである。

- (1) ○○町長が証明するB(請求人の夫)を筆頭者とする戸籍の全部事項証明書(平成○年○月○日付け)及び○○市長が証明するAを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書(平成○年○月○日付け)によれば、Aは、昭和○年○月○日に出生し、昭和○年○月○日に利害関係人(昭和○年○月○日生)と婚姻して、Aが平成○年○月○日に死亡するまでその婚姻関係は継続し、Aの死亡届は、親族であるCが届け出ている。そして、請求人は、Aと利害関係人の二女として昭和○年○月○日に出生し、平成○年○月○日にBと婚姻して、2人の子をもうけている。
- (2) Aは、老齢給付の受給権を、65歳に達した平成○年○月○日に取得し、同人の死亡により失権するまで有していた。
- (3) ○○市長が証明するAに係る住民票の除票(平成○年○月○日付け)によれば、Aは、平成○年○月○日にaから同市○○○-○(以下「b宅」という。)に転入した後、同人が死亡するまで、住所の変更はなく、b宅において世帯主であった。そして、○○区長が証明する利害関係人に係る世帯全員の住民票(平成○年○月○日付け)によれば、利害関係人は、平成○年○月

○日以降同市の住民となり、平成○年○月○日に同市○○区○○町○-○-○(○○○)から同市○○区○○町○-○(c宅)(以下「c宅」という。)に転入した後、住所の変更はなく、利害関係人が属する世帯の構成員は同人のみである。また、○○市長が証明するBを世帯主とする世帯全員の住民票(平成○年○月○日付け)によれば、請求人は、平成○年○月○日から同市の住民となり、平成○年○月○日に同市○○○-○-○から同市○○町○-○-○(○○○○)以下「d宅」という。)に転居した後、住所の変更はなく、d宅において夫及び子2人と共に4名の世帯を構成している。

- (4) 請求人が作成した生計同一関係に関する申立書(平成○年○月○日付け)があり、その主な内容を記載すると、次のとおりである。

別居していたことの原因：婚姻により住居を別としていたため。

経済的援助についての申立

Aから請求人に対する経済的援助の有無：あり

経済的援助の回数：年4回程度

請求人からAに対する経済的援助の有無：あり

経済的援助の回数：月4回程度

経済的援助の内容：・生活用品の購入。・ゴミ捨て・入院用品の購入。

定期的な音信・訪問についての申立  
音信の手段：電話

訪問回数：週約2回程度

音信・訪問の内容：・定期的に訪問し、身の回りの世話をしていた。

- (5) 利害関係人が作成した生計同一関係に関する申立書(平成○年○月○日付け。以下「利害申立書」という。)があり、その主な内容を記載すると、次のとおりである。

別居していたことの原因：主人の舅と姑 離婚した主人の姉 私どもの子供2人が総勢7人で同じ屋根の下で住んでいました。主人は海外出張が多く

日常はなんでも姑と離婚した義姉がとり仕切り私は邪魔者扱いでやむなく実家に戻りました それ以降 姑と離婚した義姉は私がA家へ戻ることを許しませんでした

#### 経済的援助についての申立

Aから利害関係人に対する経済的援助の有無：あり

Aから利害関係人または請求人からAに対する経済的援助の有無：あり

経済的援助の回数：年約1回程度  
経済的援助の内容：年〇〇万円の現金を夫から受け取っていました

#### 定期的な音信・訪問についての申立

音信の手段：電話、訪問

訪問回数：月約1回程度 私が主人の家へ行くことは極端にいやがられその為主人が年2回私の方へ来てくれました

音信・訪問の内容：健康状態や近況報 将来の方策

- (6) 請求人が、利害関係人がAと生計を同じくした者でないこと示す資料として提出した主なものとして、次の各資料が存在する。

ア 遺言者をAとする遺言公正証書（以下「本件遺言公正証書」という。）

本件遺言公正証書は、囑託人Aの請求により、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇町〇〇 〇e病院（以下「e病院」という。）において、民法第969条第1号ないし第4号の方式に従い、公証人Dが作成し、同条第5号に基づき同公証人が署名押印をしたものである旨が記載されている。そして、本件遺言公正証書におけるAの遺言は、第1条及び第2条からなり、第1条として「遺言者は、その有する下記財産（注：掲記省略）を含む一切の財産を遺言者の長女・C（昭和〇年〇月〇日生）及び遺言者の二女・E（昭和〇年〇月〇日生）に各2分の1の割合により相続させ

る。」、第2条第1項として「遺言者は、本遺言の執行者として前記・C及び前記・Eを指定する。但し、上記遺言執行者2名は、各自その権限を単独で行使することができる。」、同条第2項として「遺言者は、前項掲記の遺言執行者に対して、本遺言執行のための不動産、預貯金、株式等の名義変更、解約及び換金等一切の処分並びに貸金庫があるときはその開扉、解約、内容物の受領に関する権限（各手続き又は行為をするにあたり相続人の同意は必要としない）を付与する。」と記載されている。

イ Aに係るe病院の患者個別カルテ情報（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までのうちの抜粋。以下「本件カルテ」という。）

本件カルテの患者プロフィール中の「基本情報」欄には、キーパーソンとして請求人が次女として記載され、請求人以外に電話番号とともに記載されているのはAの長女C（以下「C」という。）のみであり、その「家族構成」欄には、配偶者は死亡した旨の表示がされ、e在住の子、キーパーソンでf在住の子及び次女の子2名（小学新〇年生及び小学新〇年生）の計4名が記載されている。

また、診療経過記録中の平成〇年〇月〇日の【緩和ケアチームラウンド初診記録】に「＜現病歴＞〇年〇月〇日…→長女にIC（注：インフォームド・コンセントの意と解される。以下同じ。）：悪性疾患を強く疑い、治療方針検討のために生検を予定する→同意あり… 〇月〇日…次女へIC：肺がん疑いであり多臓器転移もあるためstageⅣと考える。手術・放射線治療の適応はなく、抗がん剤ならBFで組織的診断が必要。予後は3-6ヶ月。 〇月〇日 長女・次女にIC：〇日と同じ内容。…＜家族構成＞離婚；独

居；娘ふたり～e・近く。食事～○  
○の宅配；掃除～しない；洗濯～む  
すめ。…」、同月○日の【緩和ケア病  
棟面談・入院判定会議記録】に「…  
●周囲の状況…次女：緩和ケア病棟  
のイメージはちょっと悪い方に考え  
ていました。本人は家は行かないと  
言っていますが、できたら外泊だけ  
でもさせてあげたいと思っています。  
その時は私たちが実家に泊まるつも  
りでもいます。そういった事の相談  
もできるなら安心しました。妻とは  
離婚し独居。娘が2人（長女：e、  
次女f在住）。自宅では食事は○○  
の宅配を利用、洗濯は娘が来て行っ  
ていた。」、同年○月○日○時○分の  
【SOAP&フォーカス】に「外泊に  
行かれる…長女さん、次女さんに定  
期麻薬…を渡し…必ず内服してほしい  
こと、…麻薬の空シートは持って  
きてほしいことを説明した。…困っ  
たことなどあれば病院に電話して下  
さいと話した…」、同年○月○日○時  
○分の【SOAP&フォーカス】に  
「…主治医よりICされる。CVに  
ついて次女さんと相談すると言われ  
る。IC後、どうれくらいか症状に  
ついて聞かれるため看取りの話をする  
。…」、同日○時○分の【SOA  
P&フォーカス】に「…長女さんに  
ND：安楽障害開示し紙面を渡す…  
計画同意得られたこちらこそ娘さ  
んにしてもらっていることが多く、  
何かご要望があればいつでも言っ  
て下さいと話した 長女さんはeにご  
主人と2人暮らしであり平日は仕事  
をしている 病室でもパソコンで仕  
事をしている それぞれの事情もあ  
るのでよく介護して下さっているこ  
とを伝える」、同月○日○時○分の  
【SOAP&フォーカス】に「主治  
医・家族へ連絡する。主治医はすぐ  
に来室すると返答あり。①の次女の  
携帯に電話するが、つながらず。②  
の長女に連絡が付いたため、状態の

急変と来院をお願いする。また、次  
女への連絡もお願いしたが、その直  
後に外線がかかり次女へも長女同様  
の話をした。」、同日○時○分の  
【SOAP&フォーカス】に「エンゼ  
ルケアする 普段より長女さん、次  
女さん積極的にケアして下さいと  
あり、流涙しながらではあるがお二  
人と一緒に、洗髪・手浴・清拭行う  
長女さん「苦しそうではなかったで  
すか？」次女さん「昨日はお粥を食  
べて全然そんな感じではなかったで  
す。おととい苦しそうだったので近  
いかと思って（姉に）電話して昨日  
来てもらいました。看護師さんの顔  
をみると泣けてきます…」、同日○時○分の  
【SOAP&フォーカス】に「…本人  
・ご家族の希望もあり、一度16時  
間ほどの外泊し自宅に帰ることが  
できた。娘さん2人も献身的に介護  
されていた…」などの記載があり、請  
求人やCが頻繁に入院中のAを見  
舞って介護し、医師等からAの病状  
等について説明を受けていることが  
確認できるが、利害関係人の来院や  
利害関係人と医師又は看護師等との  
やり取りの記録は存在しない。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 保険者は、未支給保険給付等の支給対象者に係る生計同一関係の認定等の取扱いについて、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知）を定めており、生計同一認定対象者が受給権者の配偶者又は子であり、住所が受給権者と住民票上異なっている場合に受給権者との生計同一関係が認められるためには、次のいずれかの生計同一要件を満たす必要があるとしている。ただし、これにより生計同一関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を

欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的な音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、Aの死亡当時において、利害関係人がAと生計を同じくした者であったと認めることができるかどうかを検討する。

前記1で認定した事実によれば、Aの死亡当時、利害関係人はAと生計を同じくした者であったと認められないとするのが相当である。

すなわち、前記1(3)によれば、住民票上、Aは平成〇年〇月〇日にaからb宅に転入した後に住所の変更はないところ、利害関係人は、同年〇月〇日以降〇〇市の住民となり、平成〇年〇月〇日にc宅に転入した後、住所の変更がないことが認められるのであるから、利害関係人とAは、住民票上、平成〇年〇月〇日から別住所であったことが認められる。それに対し、利害関係人は、利害申立書において、同人は、A、子2人、舅、姑及び義理の姉と7人で同居していたところ、姑と義理の姉から邪魔者扱いにされたことから、やむなく実家に戻ることとなり、その後、姑と義理の姉からAらとの同居を許されなかったが、Aから年約1回、現金で〇〇万円を受け取り、Aからの経済的援助があったとし、Aとは電話

や訪問で音信を取っており、Aとの訪問は月に約1回程度あり、年2回はAが利害関係人を訪問してくれ、健康状態、近況報告、将来の方策などを話していた旨を陳述している。しかしながら、利害関係人の経済的援助や音信・訪問に係る陳述を信用するに足る客観的資料は、本件記録中には存在しない。一方、本件遺言公正証書では、Aは、同人の一切の財産を、C及び請求人に各2分の1の割合で相続させ、同人ら2人に、相続人（利害関係人を含むものと解される。）の同意なく、遺言執行のための各処分及び手続をする権限を付与する旨が記載されていることが認められ、利害関係人への相続については言及がなく、また、本件カルテでも、連絡先の記載があるのはC及び請求人の2名であり、利害関係人の記載はなく、インフォームド・コンセントや、Aの容体急変時の連絡もC及び請求人の2名に対しされたことや、「妻とは離婚し独居。娘が2人（長女：e、次女f在住）。自宅では食事は〇〇の宅配を利用、洗濯は娘が来て行っていた。」「エンゼルケアする 普段より長女さん、次女さん積極的にケアして下さっており、流涙しながらではあるがお二人と一緒に、洗髪・手浴・清拭行う」、「娘さん2人も献身的に介護されていた」等の記載が認められ、本件カルテからも、利害関係人がAを始めC及び請求人と音信を取っていたことは全くうかがえず、これらを考え併せると、利害関係人の経済的援助や音信・訪問に係る陳述を信用するに足る客観的資料が存在しない中、同陳述を認めることはできないといわざるを得ず、Aの死亡当時において、利害関係人は前記(1)ア及びイの生計同一要件のいずれも満たしていたとは認められないから、利害関係人をAと生計を同じくしていた者と認めることはできないとするのが相当である。

(3) 以上によれば、Aの死亡当時におい

て、利害関係人は、Aと生計を同じくしていた者と認められないから、本件未支給保険給付等が支給されるべき者とは認められず、本件未支給保険給付等は請求人に対し支給されるべきである。したがって、当初処分を取り消した原処分は、上記趣旨と異なるものであり妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。